

仙台市立市名坂小学校PTA会則

第1章 名称

(名称)

第1条 本会は、仙台市立市名坂小学校PTAと称し、事務局を市名坂小学校に置く。

第2章 組織

(会員)

第2条 本会は、市名坂小学校児童の父母(またはこれに代わる保護者)と教師をもって組織する。

第3条 本会の会員は、平等に権利を有し、等しく義務を負う。

(組織)

第4条 本会の会務運営のため、総務委員会・研修交流委員会・学年委員会・地域安全委員会・特別委員会を設ける。

2 前項に関する組織については、別に定める。

第3章 目的、方針及び活動

(目的)

第5条 本会は、会員相互の協力により、児童教育の発展に寄与し、教育の振興を図ることを目的とする。

(方針)

第6条 本会は、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動し、目的を同じくする団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党または宗教にかたよることなく、また営利を目的とする活動は行わない。
- (3) 他のいかなる団体からも干渉をうけない、また他のいかなる団体にも干渉しない。

(活動)

第7条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 児童の健全育成と教育的環境の改善及び促進
- (2) 家庭、地域、学校の緊密な連携による生活環境の整備及び向上
- (3) 会員相互の教養を高め、親睦を深める
- (4) その他、本会の目的を達成するための必要な事項

第4章 役職員

(役職)

第8条 本会に次の役職(本部役員)を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 会計2名(内1名は教師)
- (4) 監事2名(内1名は教師)
- (5) 事務長1名(教師)
- (6) 事務次長1名(教師)

(役員選出)

第9条 前条の役員は、本部役員候補者推薦委員会で候補者を挙げ、総会に諮りその承認を受け選出する。選出方法は別に定める。

- 2 役員に欠員が生じたときは、本部役員候補者推薦委員会において候補者を挙げ、運営委員会に諮りその承認を受け補充する。

(役員任務)

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 2 会長は、会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 4 会計は、会の会計事務を行う。
- 5 監事は、会の業務及び会計を監査する。
- 6 事務長は、会の総括的事務を行う。

(任期)

第11条 役員の任期は1年とする。但し、一役職2年を限度に再任を妨げない。

- 2 補充による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(参与)

第12条 本会に参与を置く。参与は学校長とする。

- 2 参与は、会議に出席し審議に参与する。

(顧問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会に諮り、その承認を受け会長が委嘱する。

- 2 顧問は、本会の諮問に応じる。

第5章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は次のとおりとし、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 総務委員会
- (5) 研修交流委員会
- (6) 学年委員会、各学年会
- (7) 地域安全委員会
- (8) 各特別委員会

(総会)

第 15 条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、毎年 4 月に開催する。但し、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合には臨時総会を開催する。議長はその総会において選出する。
- 3 総会は、次のことを審議、決定する。
 - (1) 活動計画及び活動報告
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 会則の改廃
 - (4) 本部役員等の選出
 - (5) その他本会運営に関する事項
- 4 臨時総会は、総会を待たずに早急に決定しなければならない案件についてのみ審議、決定する。

(役員会)

第 16 条 役員会は、第 8 条の役員及び参与で構成する。なお、監事については会の業務の監査に必要な場合のみ参加する。

- 2 役員会は、会長が必要と認めるとき会長が招集し、議長には会長が当たる。
- 3 役員会は、次のことを審議、決定する。
 - (1) 本会の運営に関する基本方針
 - (2) 運営委員会に付議する事項
 - (3) 運営委員会から委任された事項
 - (4) その他役員会で必要と認めた事項

(運営委員会)

第 17 条 運営委員会は、第 8 条の役員、参与、総務委員長、研修交流委員長、学年委員長、地域安全委員長で構成する。なお、監事については会の業務の監査に必要な場合に参加する。

- 2 運営委員会は、会長が必要と認めた場合、または運営委員の 4 分の 1 以上の要求があった場合に会長が招集する。議長は副会長の内から会長が指名する。
- 3 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、次のことを審議、決定する。
 - (1) 本会の運営に関する事業内容
 - (2) 総会に付議する事項
 - (3) 総会から委任された事項
 - (4) 規程の制定及び改廃
 - (5) 会則、規程等に定められた承認事項
 - (6) その他運営委員会が必要と認めた事項

(総務委員会)

第 18 条 総務委員会は、総務委員で構成する。議長には委員長があたる。

- 2 委員会は、委員長が必要と認めた場合に委員長が招集する。
- 3 委員会は、委員会担当教師と連携のうえ次のことを審議、決定する
 - (1) 委員会の活動計画及び連絡調整事項
 - (2) 運営委員会に付議する事項、委任された事項
 - (3) その他委員会で必要と認めた事項

(研修交流委員会)

第 19 条 研修交流委員会は、研修交流委員で構成する。議長には委員長があたる。

- 2 委員会は、委員長が必要と認めた場合に委員長が招集する。
- 3 委員会は、委員会担当教師と連携のうえ次のことを審議、決定する
 - (1) 委員会の活動計画及び連絡調整事項
 - (2) 運営委員会に付議する事項、委任された事項
 - (3) その他委員会で必要と認めた事項

(学年委員会・各学年会)

第 20 条 学年委員会は、各学年長で構成する。議長には委員長があたる。

- 2 学年委員会は、委員長が必要と認めた場合に委員長が招集する。
- 3 学年委員会は、各学年主任と連携のうえ次のことを審議、決定する
 - (1) 各学年会の活動計画及び連絡調整事項
 - (2) 運営委員会に付議する事項、委任された事項
 - (3) その他学年委員会で必要と認めた事項
- 4 各学年会は、各学年長が必要と認めた場合に各学年長が招集し、具体的な活動計画とその推進にあたる。議長には各学年長があたる。

(地域安全委員会)

第 21 条 地域安全委員会は、地域安全委員で構成する。議長には委員長があたる。

- 2 地域安全委員会は、委員長が必要と認めた場合に委員長が招集する。
- 3 地域安全委員会は、担当教師と連携のうえ次のことを審議、決定する。
 - (1) 委員会の活動計画及び連絡調整事項
 - (2) 運営委員会に付議する事項、委任された事項
 - (3) その他委員会で必要と認めた事項

(各特別委員会)

第 22 条 各特別委員会については、別に定める。

第 6 章 会 計

第 23 条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。

第 24 条 本会の会費は、一世帯当たり月 280 円とする。但し、特別の事情があるときは、運営委員会に諮り減免することができる。

第25条 本会の会計は、年2回(9月・3月)の監査を受けるものとする。

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第27条 本会の慶弔規程は、別に定める。

付 則

本会則は、平成16年 4月24日より施行する。

” 平成17年 4月23日一部改正。

” 平成18年 4月22日一部改正。

” 平成20年 4月19日一部改正。

組織に関する規程(会則第4条第2項準拠)

(根拠条文)

第1条 仙台市立市名坂小学校PTA会則第4条第2項に基づき、組織に関する規程を定める。

(総務委員会)

第2条 総務委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員会に、委員長1名、副委員長1名を置き、各委員の互選により選出する。なお、必要に応じて役職及び人数を増やすことができる。

(2) 委員会の委員の選出方法は別に定める。

2 総務委員会の活動は、役員会と連携のうえ、PTA活動の充実と活性化を図ることを目的とし、主な内容は次のとおりとする。

(1) 役員会の補佐活動

(2) PTA活動の周知広報

(3) PTA総会・各種説明会の運営

(4) 各種関係機関・他団体・学校との連携

(研修交流委員会)

第3条 研修交流委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員会に、委員長1名、副委員長1名を置き、各委員の互選により選出する。なお、必要に応じて役職及び人数を増やすことができる。

(2) 委員会の委員の選出方法は別に定める。

2 研修交流委員会の活動は、会員の教養・知識の向上を図ると共に会員の親睦と健康維持・増進を図ることを目的とし、主な内容は次のとおりとする。

(1) 講演会、講習会、研修会

(2) レクリエーション交流会

(3) スポーツ交流会

(4) 他PTAとの交流

(学年委員会)

第4条 学年委員会に次の学年会を置く。

- (1) 1 学年会
- (2) 2 学年会
- (3) 3 学年会
- (4) 4 学年会
- (5) 5 学年会
- (6) 6 学年会

2 学年委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学年委員会に学年委員長 1 名、学年副委員長 1 名を置き、各委員の互選により選出する。なお、必要に応じて役職及び人数を増やすことができる。
- (2) 各学年会に、学年長 1 名を置き、各委員の互選により選出する。なお、必要に応じて役職及び人数を増やすことができる。
- (3) 委員会の委員の選出方法は別に定める。

3 学年委員会の活動は、児童を取り巻く教育環境（学校や家庭）の整備を図ることを目的とする。主な内容は次のとおりとする。

- (1) 校内環境整備
- (2) 各種関係機関・他団体・学校との連携

4 各学年会の活動は、保護者同士の親睦・保護者と教師の連携を深めることを目的とする。主な内容は次のとおりとする。

- (1) 学年行事
- (2) 懇親会
- (3) 学校行事等の補佐

(地域安全委員会)

第5条 地域安全委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員会に、委員長 1 名、副委員長 1 名を置き、各委員の互選により選出する。なお、必要に応じて役職及び人数を増やすことができる。
- (2) 委員会の委員の選出方法は別に定める。

2 地域安全委員会の活動は、児童が地域で健全に生活できる環境の整備を図ることを目的とし、会員同士での話し合いや情報交換、地域の方々や各種団体との連携を深めながら活動する。主な内容は次のとおりとする。

- (1) 校外環境整備
- (2) 交通・防犯・防災安全対策
- (3) 各種関係機関・他団体・学校との連携

(特別委員会)

第6条 特別委員会に次の委員会を置く。

- (1) 本部役員候補者推薦委員会
- (2) 委員選出調整委員会
- (3) プール開放運営委員会
- (4) 危機管理委員会

2 特別委員会に関する組織については、別に定める。

付則 この規程は平成16年 4月24日より施行する。

” 平成17年 4月23日一部改正。

” 平成18年 4月22日一部改正。

” 平成20年 2月27日一部改正。

本部役員選出に関する規程

(根拠条文)

第 1 条 仙台市立市名坂小学校 P T A 会則第 9 条に基づき、本部役員選出に関する規程を定める。

(本部役員候補者推薦委員会)

第 2 条 本部役員候補者推薦委員会 (以下推薦委員会) は、本部役員候補者を挙げ、総会に諮り、その承認を受け決定するまでを業務とする。

2 推薦委員会の構成は次のとおりとする。

委員会の委員の選出方法は別に定める。また、運営委員会の今年度末をもって退会する委員 (P 会員) もオブザーバーとして、委員会に参加する。

3 推薦委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名を置き、各委員の互選により選出する。

4 推薦委員は、本部役員候補者になることはできない。

5 推薦委員会は、委員の総意をもって成立する。

6 推薦委員会の公正中立と候補者の人格尊重の立場から、推薦委員会は会議の内容を一切公開してはならない。

7 推薦委員会は、決定された候補者を運営委員会で報告する。候補者は、直ちに推薦委員会より一般会員に公表され、定期総会において承認を得る。

付則 この規程は平成 1 6 年 4 月 2 4 日より施行する。

” 平成 1 7 年 3 月 2 日一部改正。

” 平成 1 8 年 9 月 1 3 日一部改正。

” 平成 2 0 年 2 月 2 7 日一部改正。

旅費規程

第 1 条 P T A 活動に伴う出張の旅費は、次の項目に区分する。

(1) 交通費

(2) 宿泊費

第 2 条 旅費の算出は次のとおりとする。

(1) 七北田中学校区内無償

(2) 泉区内出張 (但し七北田中学校区内を除く) は定額 5 0 0 円とする。

(3) 市内出張 (但し泉区内を除く) は定額 1 , 0 0 0 円とする。

(4) 市外出張の場合は、受給者の主なる居住地より用務地までについて算出する。

(5) 鉄道運賃は最短距離により算出する。普通運賃・急行料金・特急料金・指定席料金を支給する。

(6) 用務内容により宿泊を要する場合は、宿泊料一泊税込み 7 , 0 0 0 円以下の実費とする。但し、研修会等で宿泊費用が定められている場合は相当額を支給する。

(7) (1) ~ (6) の他、運営委員会に諮り、承認を得たものに支給する。

第 3 条 外部からの要請を受け、旅費に相当する費用の支出があった場合は旅費を支給しない。

第 4 条 出張終了後速やかに旅費申請を提出すること。

付則 この規程は平成 1 6 年 4 月 2 4 日より施行する。

- ” 平成18年 2月 9日一部改正。
- ” 平成19年12月12日一部改正。

慶弔規程

第1条 本会において、慶弔とは次以下の(1)～(6)に該当した場合をいう。

- (1) 会員、児童死亡のとき。
- (2) 教職員の転任・退職のとき。
- (3) 各種団体より、慶弔について本会が招待を受けたとき、又は出席すべきとき。
- (4) 会員として、関係機関・団体より表彰を受けたとき。
- (5) 会員が、火災・風水害等により災害を受けたとき。
- (6) その他、会長が必要と認めるとき。

第2条 慶弔の金額は、原則として次のとおりとする。

- (1) 前条(1)の場合金5,000円。
- (2) 前条(2)～(6)の場合運営委員会に諮る。但し、緊急を要する場合、会長、会計、事務長が協議の上決定し、運営委員会に報告する。

付則 この規程は平成16年 4月24日より施行する。

表彰規程

(基準)

第1条 本会の会員等の表彰者の選考基準は、次の各号の1に相当したものをいう。

- (1) 本会の運営活動に尽力し、向上発展に著しく寄与した者
- (2) 教育の振興に熱心で、本校の施設改善に資した功績が大なる者
- (3) 児童の生活、安全、保健教育等に継続的な奉仕活動をした者
- (4) その他、役員会で表彰するに相当と認めたる者

(手順)

第2条 表彰者の選考は推薦委員会で候補者を推薦し、役員会で決定する。

(方法)

第3条 表彰は、会長名による表彰状と、会長・学校長の連名による感謝状の2種類とし、第1条の(1)に該当する者には表彰状を、(2)又は(3)に該当する者には感謝状を贈るものとする。

(時期)

第4条 表彰は、当該会員等の退会、又は退会に準ずる際実施するものとして、総会において行う。但し、特に必要と認められた場合は、臨時に行うことができるものとする。

(保存)

第5条 本会に表彰者名を記録した表彰者台帳を備え、保存するものとする。

付則 この規程は平成16年 4月24日より施行する。

- ” 平成17年 3月 2日一部改正。

プール開放運営委員会規程

1 目的

この規程は、夏期休業中におけるプール運営に関し必要な事項を定め、児童の健康保持推進・安全確保を図ることを目的とする。

2 プール借用及び開放

仙台市立市名坂小学校PTAは、夏期休業中、仙台市立市名坂小学校（以下「学校」という）より学校プールを借用し、原則として自校の児童を対象にプールを開放するものとする。ただし、自校以外の児童の保護者から申し出があった場合には、校長間で確認の上考慮する。

3 プール運営

(1) プールの運営は「プール開放運営委員会」（以下「委員会」という）が当たる。

(2) 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員会の委員の選出方法は別に定める。委員長1名、副委員長1名を置き、各委員の互選により選出する。また学校より体育主任が参加する。

(3) 委員会は、プール運営に関する必要な事項を審議し、運営委員会で承認を得、決定事項については必要に応じてPTA会員（以下「会員」という）に報告するものとする。

4 プールの開放期間及び開設日

(1) 開放期間は7月21日から8月25日までのうち、別に定める期間とする。

(2) 開設日は、土曜日、日曜日、学校閉庁日及び天候等の事由により開設不相当の日を除く日とする。

5 監視員、監視補助員

(1) 児童の安全確保及び施設設備の保安全管理にあたる専任の監視員を2名以上置く。さらに、監視補助として若干名の監視補助員を置く。

(2) 監視員の勤務は、別に定める「プール監視員勤務要項」によるものとする。

6 プール運営費

(1) プール運営に要する経費は、仙台市からの補助金と保護者の拠出金（PTA会費に予算化）を充てる。

(2) プール運営に関する経費は次のとおりである。①監視員手当 ②用具購入費 ③プール保険金 ④その他の運営費用

7 その他

(1) 児童の安全確保については万全の方法を講ずるも、不慮の事故が発生した場合はプール保険及びPTA安全互助

会の定める給付のほかは、P T Aの責任は一切問わない。

- (2) 委員会はP T Aの協力を得て、会員から「プール当番」を割り当て、付き添い・監視補助・その他必要な世話を
行うものとする。詳細は別に定める。
- (3) その他、プール運営に関する必要な事項は、その都度学校と協議する。

付則 この規程は平成16年 4月24日より施行する。

- ” 平成17年 3月 2日一部改正。
- ” 平成20年 2月27日一部改正。

委員選出に関する規程

(調整委員会)

第1条 本規程は本部役員以外の委員を選出することを目的とし、委員選出調整委員会(以下調整委員会)を設置する。

第2条 調整委員会の活動は、委員選出に関する業務にあたる。

2 調整委員会の構成は次のとおりとする。

会長、副会長、総務委員長、学年委員長、地域安全委員長、研修交流委員長とし、その他必要に応じて委員長が
選出する。

3 調整委員会は会長が委員長を指名する。

4 調整委員会は委員長が招集し、委員の互選により副委員長を選出する。なお、必要に応じて役職を増やすことが
できる。

5 調整委員会は委員の総意をもって成立する。

6 委員の代理は認めない。

7 調整委員会は、公正中立な立場で議論し、会議で決定した委員選出方法について必要な内容を迅速に一般会員に
広報する。

8 調整委員会は、決定された委員に委嘱状を交付する。

9 調整委員会は、委員の選出決定後解散する。

付則 この規程は平成17年 3月 2日より施行する。

- ” 平成18年 9月13日一部改正。
- ” 平成20年 2月27日一部改正。

危機管理に関する規程

(危機管理委員会)

第1条 本規程は会則第5条を支援するため児童の安全確保を図ることを目的とする。

2 危機管理委員会の活動は通年とする。

3 危機管理委員会の構成は次のとおりとする。但し、必要に応じて会長が選出する。

会長、副会長、総務委員長、学年委員長、地域安全委員長、学校長、教頭、教務主任、安全主任

4 危機管理委員会は会長が委員長を兼任する。

5 危機管理委員会は委員長（会長）が招集し、委員の互選により副委員長、書記を選出する。なお、必要に応じて役職を増やすことができる。

6 危機管理委員会は委員の総意をもって成立する。

7 委員は委員会参加ができない場合は代理を出すことができる。

8 危機管理委員会でもとめた内容は定期総会において発表のうえ次年度に引き継ぐものとする。

9 委員の任期は1年とする。

付則 この規程は平成17年 3月 2日より施行する。

” 平成20年 2月27日一部改正。